

中小企業金融強化計画（フェーズ3） 【ミャンマー】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和8年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ミャンマー連邦共和国
(2) 案件名	中小企業金融強化計画（フェーズ3）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	中長期及び緩和的な担保条件による中小企業向けの資金の供与及び金融機関向け能力強化支援を実施することにより、ミャンマーの中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化、及び中小企業の生産・投資の維持・拡大を図り、もって新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）による経済的影響の緩和・安定化、及び同国の産業及び経済の健全な発展並びに雇用維持・創出に寄与するもの。 事業の内容 ・ 中小企業育成ツーステップ・ローン ・ コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：令和2年11月4日 イ 供与限度額：150億円 ウ 金利：0.01% エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業の計画当初、ミャンマーにおける登録企業の99%、雇用全体の約8割を占める中小企業は、高い金利条件や短い返済期間、厳格な不動産担保条件などの制約から、金融機関からの借り入れによる資金調達が困難な状況にあり、2020年1月以降はCOVID-19の感染拡大による経済の減速の中で、資金調達は更に困難となっていた。資金調達の困難化は中小企業の生産・投資活動の停滞を招き、雇用の維持・創出にも悪影響を及ぼしていることから、同国における中長期及び緩和的な担保条件による中小企業向けの資金供与及び仲介金融機関の能力強化の支援が急務となっていた。

	現在も、同国内の金融市場は、2025 年 3 月に発生した大地震などの自然災害による金融サービスの脆弱化や、国際的な金融規制に伴う流動性不足といった課題を抱えている。また、国内銀行は不良債権が高水準にあり、不安定な経済状況下で事業を続ける現地金融機関の能力強化は依然として必要であることから、本事業に関する社会的ニーズは引き続き認められる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 ミャンマー情勢の影響により、事業の遅延が発生している。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続きあるものの、2021 年のクーデターに伴いミャンマー情勢が不安定化しているところ、同情勢の推移を踏まえ、対応ぶりを慎重に検討する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 政策評価法に基づく事前評価書 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表 ・ その他国際協力機構から提出された資料